

きめの細かい調停案

寺本知事、談話を発表

水俣病補償処理委員会のあつせん案が出たことで、寺本知事は二十五日、次のような談話を発表した。

あつせん案では、十年前に私どもが考えた調停するというのが

言つてある。当時の調停を一応立ててあることに、私としてはありがたいと思つてゐる。

内容をみると、患者も生存者もなくなつた人も、その発病当時、死亡当時の年齢別で、昔はおとなと子供に分けていたのを、今度は年齢別に書き分けてある。また病

人も残存能力によつて年金の額を書き分けてある。非常にきめ細かいりつぱな調停案であると思う。

額の多い少ないの問題については、第一次の調停をやつた私どもがそれを批判することは、第一審の裁判官が二審の判決を批判することになるので、差し控えたい。

しかし、せっかく權威ある方々が長い年月をかけて案を出したのだから、無事そこのらで事態が解決することを希望する。

なお、生存者の療養その他について、国、県、市に対して調停案の中で要望していることは、十分検討して行きたい。